

令和4年度第2回逗子市都市計画審議会

会 議 録

令和4年10月19日開催

令和4年度第2回逗子市都市計画審議会会議録

日時：令和4年10月19日（水）

10：00～

場所：市役所5階 第3会議室

出席	苦瀬博仁 会長	鈴木伸治 会長職務代理者
	鈴木正 委員	近藤大輔 委員
	田幡智子 〃	高野毅 〃
	堤勇一朗 〃	福岡伸行 〃
	鈴木新 〃	板倉友梨奈 〃
	安田正則 〃	森尻雅樹 〃

欠席	一ノ瀬友博 委員	八木野太郎 委員
	加治屋正仁 〃	

事務局	桐ヶ谷市長			
	環境都市部	石井部長	青柳次長（兼環境都市課長）	
		新倉参事（兼緑政課長）		
	環境都市課	坂本係長	大竹主事	三橋主事
	経営企画部	仁科次長（兼企画課長）		
	まちづくり景観課	三澤課長		

傍聴者 1 名

【青柳次長】 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、皆様方には逗子市都市計画審議会の委員の就任につきまして、御快諾いただきまして誠にありがとうございます。本日は新しい委員になり初めての審議会となります。僭越ではございますけれども、私、環境都市部次長の青柳がしばらくの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に市長から委嘱状の交付をいたします。大変恐縮ですが、お名前をお呼びしますので、お呼びしましたらその場にお立ちいただきまして、委嘱状をお受取りください。私のほうから委員のお名前をお呼びいたします。

(委嘱状交付)

ただいま委嘱状を交付させていただきました。委員の皆様の任期は委嘱日より令和6年7月14日までの2年間でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで市長より御挨拶を申し上げます。

【桐ヶ谷市長】 皆さん、おはようございます。日頃から逗子市政に大変御協力いただいております。誠にありがとうございます。この場をお借りしまして、改めて御礼申し上げます。また、ただいま審議会委員の委嘱状を交付させていただきました。2年間ということでありませけれども、御尽力いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

この都市計画審議会という立ち位置はですね、逗子市のまちづくりに大変大きな役割を担っていただいているところであります。今また総合計画の中期計画策定の中で、審議会委員の皆様の御意見を頂戴しながら、一部体制を変えていきたいと考えているところでもあります。逗子市の場合、総合計画の中にまちづくり基本計画がありまして、その中に都市マスタープランが包含されているという、ちょっと独特な形態でございます。これらを含めてですね、御審議いただいて、今後の体制づくりをしていただきたいと思いますとも考えているところであります。

今、逗子市におきましては、逗子駅の駅前開発、そして東逗子駅周辺の開発等いろいろ計画をしているところであります。こうしたものが行われますには、立地適正化計画がまず必要となるという今のつくりになってきておりまして、これを包めた体系づくり、これが今後必要になってくると考えているところであります。そうした意味では、この皆様の都市計画審議会の御意見、これらが今後大きく逗子の将来に関わってくるものと感じております。総合計画の中に包含されていることで、これまではやりやすい部分もあったと思っておりますけれども、なかなか

それでは見えにくいというところもあってですね、やはり計画を遂行していく上で、都市マスタープランを切り離しながら、しっかりとまちづくりの準備をしていく、これも大事なところだろうと思います。こうした様々な課題、これをつくったときは、それでよかれとしたことも、年数を経ること、またやっていく流れの中で、改めて制度を見直しながら、活力あるまちづくりをしていくために、そうした見直しも必要になってくるだろうと、こうも考えます。

いずれにしても、この逗子市が今後多くの皆様に御理解いただき、そして良好なまちづくりをしていく上で、活力ある形態がどういったらできていくか、これは大変重要なところがありますので、皆様に御審議いただき、そして今後の逗子の方向性の検討に御尽力いただきたいと考えているところであります。ぜひともよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

【青柳次長】 それでは、改めましてただいまより令和4年度第2回逗子市都市計画審議会を開会いたします。

本日は後ほど会長の互選を行います。それまでの間、引き続き私が進行を務めさせていただきます。進行の都合上ですが、着座のまま進めさせていただきます。御容赦ください。

本日の会議ですが、本日の出席委員は定数15名中現在12名ということになってございます。過半数を超えておりますことから、逗子市都市計画審議会条例第4条第2項の規定によりまして会議の成立を御報告申し上げます。

また、本審議会は、特に個人情報扱う案件を除きまして、原則公開とさせていただいております。本日の審議案件は、個人情報に係る事項はございませんので、傍聴希望者がいた場合には入っていただきまして、そのまま聞いていただく形になるかと思っております。

この会議につきましては、録音させていただきます。委員の皆様には御確認いただいた上で、その後、議事録をつくりまして、その議事録についてはその後、公開ということになりますので、そちらも御承知おきください。

会議時間ですが、本日の会議はただいまより12時までを最大というふうに考えてございます。審議の内容によっては、もう少し早く終わる可能性もあるかと思っております。皆様におかれましては、会議の進行に御協力をよろしくお願いいたします。

では、改めまして、ここから新委員による審議会ですので、委員の紹介というところで考えてございます。ただいま委嘱状交付の際にお名前をお呼びいたしました。改めまして皆様の

御紹介を簡単に私のほうからさせていただきます。委員の皆様は、着席のままで結構ですので、その場でお一言御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、お配りした委員名簿に従いまして御紹介をいたします。まず、学識経験のある者として、交通・流通分野に関する専門家でいらっしゃいます東京海洋大学名誉教授の苦瀬博仁委員です。

【苦瀬委員】 苦瀬でございます。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 続きまして、都市計画分野に関する専門家でいらっしゃいます横浜市立大学国際総合科学部教授の鈴木伸治委員です。

【鈴木（伸）委員】 鈴木です。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 続きまして、都市計画分野に関する専門家の学校法人関東学院常務理事の鈴木正委員です。

【鈴木（正）委員】 鈴木正です。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 神奈川県議会議員の近藤大輔委員です。

【近藤委員】 近藤です。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 続きまして、市議会議員の委員といたしまして、田幡智子委員です。

【田幡委員】 田幡です。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 高野毅委員です。

【高野委員】 高野です。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 次に、地域住民を代表する委員といたしまして、小学校区ごとに委員を選任してございます。逗子小学校区の堤勇一朗委員です。

【堤委員】 堤です。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 沼間小学校区の福岡伸行委員でいらっしゃいます。

【福岡委員】 福岡です。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 池子小学校区の鈴木新委員です。

【鈴木（新）委員】 鈴木です。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 久木小学校区の板倉友梨奈委員です。

【板倉委員】 板倉です。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 小坪小学校区の安田正則委員です。

【安田委員】 安田です。2期目です。よろしくお願いします。

【青柳次長】 次に、関係行政機関の委員といたしまして、神奈川県横須賀土木事務所長の森尻雅樹委員です。

【森尻委員】 森尻です。よろしくお願いします。

【青柳次長】 なお、本日は、このほかに3名来ていらっしゃる方がいらっしゃいますが、環境分野に関する専門家、慶応義塾大学環境情報学部教授の一ノ瀬友博委員、それから逗子警察署長の加治屋正仁委員が所用のため欠席と伺ってございます。市議会議員の八木野委員につきましては、現状で御欠席と考えてございます。

次に、本審議会の庶務を担当しております市の職員を紹介させていただきます。環境都市部長の石井でございます。

【石井環境都市部長】 石井です。本日どうぞよろしくお願いいたします。

【青柳次長】 環境都市課係長の坂本でございます。

【坂本係長】 坂本です。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 担当の大竹でございます。

【大竹主事】 大竹です。よろしくお願いします。

【青柳次長】 同じく、三橋でございます。

【三橋主事】 三橋です。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 また、本日の案件に係る所管の職員も出席してございます。紹介させていただきます。経営企画部次長、経営企画課長の仁科でございます。

【仁科経営企画部次長】 仁科です。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 環境都市部参事、緑政課長の新倉でございます。

【新倉環境都市部参事】 新倉でございます。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 まちづくり景観課長の三澤でございます。

【三澤まちづくり景観課長】 三澤です。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 最後に、改めまして、私、環境都市部次長で環境都市課長の青柳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。議題の1、会長の互選です。会長の選出につきましては、逗子市都市計画審議会条例第3条第1項の規定によりまして、委員の互選により選出

することとされております。また、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準に定める政令第4条の規定によりまして、会長は学識経験のある者から選出することとなっております。

以上を踏まえまして、委員の皆様、いかがでしょうか。

【鈴木（正）委員】 逗子市を大変御存じで、これまでの実績があります苦瀬先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声多数）

【青柳次長】 ただいま、会長に苦瀬先生ということで、苦瀬委員のお名前が上がりました。異議なしということをいただきました。皆様の互選によりまして、苦瀬委員が会長ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数）

それでは、苦瀬委員、会長席のほうに移動をお願いいたします。

（苦瀬委員 会長席に着席）

それでは、苦瀬会長から御挨拶を一言お願いできればと思います。

【苦瀬会長】 改めまして、おはようございます。前回に引き続き会長を務めさせていただくことになりました。ひとつよろしくお願いを申し上げます。前回もお話ししたと思いますが、私、土木出身で、都市計画とか交通とかを中心に勉強してまいりました。逗子市がますますよいまちになるということのために、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思います。ひとつよろしくお願いいたします。（拍手）

【青柳次長】 ありがとうございます。それでは、これから審議会条例第4条第1項の規定によりまして、会長が審議会の議長として議事を進めていただくことにしたいと思います。よろしく申し上げます。

【苦瀬会長】 それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。よろしくお申し上げます。

議題の2でございます。会長職務代理者の選任ということでございますが、審議会条例第3条第3項に、会長に事故があるときは会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理するという規定になっております。誠に恐縮でございますが、私のほうから指名させていただきたいと思っております。鈴木伸治委員を会長職務代理者に指名したいと思っておりますが、よろしいございま

しょうか。

(「異議なし」の声多数)

どうもありがとうございました。それでは、鈴木伸治委員に職務代理者をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(鈴木(伸)委員 職務代理者席に着席)

それでは、鈴木伸治職務代理者から御挨拶をお願いしたいと思います。

【鈴木(伸)委員】 改めまして、鈴木伸治です。私のお役目は、ないにこしたことはありませんので、何かあった場合、万全のバックアップができるように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。(拍手)

【青柳次長】 次に市長から、逗子市総合計画中期実施計画の策定について諮問をさせていただきますので、準備のほうをお願いいたします。

(諮問書 手交)

ただいまから諮問書の写しを皆様に配付をいたします。また、恐縮でございますが、市長はここで公務がございますので退席とさせていただきます。

(桐ヶ谷市長 退席)

それでは、以降の進行は会長をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

【苦瀬会長】 かしこまりました。それでは、次第に従いまして、第3番目の議題でございます。議題(3)逗子市総合計画中期実施計画の策定についてに移りたいと思っております。事務局より、逗子市総合計画中期実施計画の策定について、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【大竹主事】 私のほうから説明させていただきます。まず、資料の確認をさせていただきます。資料1といたしまして、逗子市総合計画中期実施計画の策定について、A4・1枚のものがございます。こちらは本日審議していただく内容をまとめたものです。次に資料2です。こちらは、まちづくり基本計画に係る変更部分となっております、本日の審議対象となっております。次に、参考1です。基本構想の改定案となっております。次に参考2です。中期実施計画案となっております。次に参考3です。都市計画マスタープランの経緯となっております。次に参考4です。逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針です。最後に参考5は、現在の総合計画です。以上になります。資料については、余分がありますので、配付漏れ等あり

ましたら、事務局までお願いいたします。

【苦瀬会長】 それでは御説明をお願いいたします。

【大竹主事】 それでは、逗子市総合計画中期実施計画の策定について、資料1に沿って御説明させていただきます。資料1を御覧ください。

まず初めに、総合計画とは、地方自治体が総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画であり、目指すべき都市像の実現のための取り組みの方向や事業実施の指針を示すものです。

次に、総合計画の構成です。総合計画は、基本構想と実施計画により構成されています。基本構想は24年後の逗子市の将来像と分野ごとの目指すべきまちの姿の実現のための取り組みの方向を示すものです。

実施計画は、基本構想で示した将来像等を具現化するための毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画です。

次に計画期間です。基本構想は計画期間が24年と長期にわたる計画であるため、必要に応じ8年ごとに見直すこととしております。実施計画は基本構想を前期・中期・後期に分け、おのおの8年ごとの計画としております。令和4年度が8年目に当たり、基本構想を具現化するための事業計画である前期実施計画が令和4年度で終了します。この機会に市として基本構想の改定と令和5年度からの中期実施計画の策定を併せて行っています。

次に、総合計画、まちづくり基本計画、都市計画マスタープランの関係についてです。こちらは少し複雑ですので、参考3を併せて御確認ください。

まちづくりを計画的に推進するため、まちづくり基本計画と総合計画は一体化しています。また、まちづくり基本計画は、都市計画法に基づく都市計画マスタープランを包含することから、まちづくり基本計画と一体化した総合計画は、都市計画マスタープランを包含するものとして位置づけられています。現在の計画体系により逗子市の都市計画の目指す方向性が分かりにくくなっていることから、来年度末策定を目標に都市計画マスタープランの作成事務を進めております。

なお、中期実施計画に都市計画マスタープランの要素は残りますが、基本的には総合計画から分離して新しく作成いたします。

本日の審議会で御意見を頂きたい事項といたしましては、総合計画のうち、まちづくり基本計画と整理されている箇所の修正及び記載しない事項をまとめた資料2について意見を頂きた

いと考えております。

資料2を御覧ください。前期実施計画のまちづくり基本計画と整理される部分のうち、中期実施計画を作成するに当たり、修正もしくは記載しないものを資料2としてまとめてあります。本日はこちらの資料2に記載される変更後文案及び変更する理由が適正であるか御確認頂き、必要に応じて意見を頂ければと考えております。

なお、資料2のうち体系、実施計画のページ、ナンバー、現況・課題、取り組み、前期実施計画の記載までは現状の情報であり、修正等はいりません。

都市計画審議会に意見を聴取する理由といたしまして、総合計画に含まれている都市計画マスタープランについては、都市計画審議会が所管となっているため、修正等については意見聴取する必要があります。また、総合計画に一体化されているまちづくり基本計画は、総合計画のどの部分がまちづくり基本計画であるか整理されておりますが、都市計画マスタープランはそれがなされておられません。そのため、まちづくり基本計画の修正等について、都市計画審議会の意見を聴取いたします。

なお、基本構想についてですが、4節については都市計画の所管であるため、前回の審議会にて修正等の必要性について意見聴取いたしました。修正の必要なしと回答頂いております。

また、1節、2節、3節、5節については、まちづくり基本計画と整理される部分の修正及び記載しない事項がなかったことから、本審議会の審議対象外です。

今後の予定といたしまして、本日資料2の内容確認について諮問させていただきましたが、審議範囲が広範囲であり、1日で審議していただくことが困難と考えましたので、意見等がある場合は、令和4年11月10日（木曜日）までに、本日配付させていただいた意見書様式を用いて提出していただければと思います。

本日お配りさせていただいた意見書様式は、メールで送付いたしますので、11月10日までに御提出願います。

その後、環境都市課にて意見をどのように反映できるか、所管と調整いたします。次の12月14日の審議会では、それらを踏まえて御説明させていただいた上で、審議会として最終的な意見書として答申を頂きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。それでは、これから議論をしたいと思いますが、確認でございます。今、資料1の今後の予定というところがございまして、今日皆様方に御意見

を資料2に対して頂くと。ただし、広範にわたるので、今日で全部決まるということは無理でしょうという御配慮から、お持ち帰りいただきながら、意見を提出していただきます。そして、12月に予定されている次の審議会で答申案を議論したい、こういう流れでよろしいですかね。それでは、これから議論をしたいと思えますけれども、どういうふうに進めますか。資料2について丁寧に御説明いただきますか。それとも、このまま皆様方、事前に読んでいただいているということで、質疑に入ってよろしいですか。

【大竹主事】 このまま質疑に入らせていただければと思います。

【苦瀬会長】 分かりました。それでは、そういう御趣旨でございます。どこからでもよろしいので、皆様方、御意見を頂ければありがたいと思います。

【高野委員】 資料2の8ページのところなんですけど、上から2つ目の幹線市道など道路幅員等の状況で可能なという項目がありますが、これの変更する理由のところは、前ページの7ページの下から2つ目の公共施設等を結ぶ移動手段の検討と同様になっているんですけど、これは記載間違いなのか、それともこの理由なのかをまず確認させてください。

8ページの上から2番目の取り組みの部分の変更理由、それと7ページ目の下から2つ目の項目の変更理由が同様なものになっているんですけど、8ページ目のほうの変更理由としては、意味が合わないような気がするんですけど、これはまず記載間違いなのかどうかを確認したいと思います。

【苦瀬会長】 いかがでしょうか。質問の御趣旨は、8ページ目の上から2番目の4-4ですよ。4-4、現状としては公共施設に特化するものではなく云々という文言と、それから7ページの下から2番目の4-3のところの取り組みで、公共施設を結ぶ移動手段の検討を進めるのところで、現状としてはと、この説明が同じですが、よろしいですねという。そういうことですよ。

【高野委員】 そうです。8ページ目のほうの変更理由としては、つじつまが合っていないと思うんですよ。なので、この8ページ目のほうの記載が間違っているのであれば、正式な変更理由を知りたい。

【苦瀬会長】 要するに、分離を図りましょうと言っているのに、不要のためとなっちゃっているから、何か話が合わないんじゃないのと、こういうことですよ。いかがでしょうか。

【青柳次長】 すみません。今の御指摘があった点ですけれども、確かに8ページ目のほうの理

由のほうが誤っているというところです。これは、今読み上げてしまってよろしいでしょうか。ちょっと今、正しいものはあるんですが、お手元に紙でお渡しできるようなものがないので、そのまま1回読み上げさせていただきます。

【苦瀬会長】 それでは、まず整理しましょう。8ページ目の2番目の「現状としては」というところの説明が、事務的なミスでちょっと違った文章が入ってしまったということですね。そういうことなので、今、皆様方にまずは口頭でこういう趣旨だということで、正しい主旨を説明していただきたいと思います。そういうことでよろしいですかね。じゃあ、お願いします。

【青柳次長】 読み上げさせていただきます。現状としては、歩行者、自転車、自動車の分離は現実的ではなく、自転車誘導マークの設置等による自転車利用環境の向上を図る方向で、他の計画に記載しており、中期実施計画への特筆までは不要のため。という文言でございました。大変失礼いたしました。

【苦瀬会長】 多分、委員の皆様方、御趣旨は理解頂けたと思います。具体的な文言等についても、いずれ見ていただかなければいけないと思いますが、先ほど申し上げましたように、12月まで時間がありますので、それまでに事務局から訂正の文書を出していただいて、委員の皆様方に見ていただくということでもよろしゅうございますか。よろしいですか。

【高野委員】 はい。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。

【高野委員】 続けてよろしいですか。

【苦瀬会長】 はい、どうぞ。

【高野委員】 8ページ目の今の上から2つ目の項目なんですけれども、変更理由としては理解するところなんですけれども、今の変更理由からすると、自動車と自転車の分離の記載が他の計画にあるというようなことですが、歩行者に関して、私はこのまま幹線市道に関してもしっかりと安全対策を図るよう進めるべきだと思うんですね。それが他の計画に記載されていないのであれば、歩行者の部分について、それは当該計画に残すべきだと思いますけれども。

【苦瀬会長】 いかがでしょうか。よろしいですか。そういう趣旨で検討頂けますか。

【青柳次長】 はい、計画のほうを確認いたしまして、そのような記載で読めないようであれば、そこについては検討させていただきます。すみません、手元にないものですから、申し訳ございません。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。今の質疑に関連しまして、私から1つお願いがあります。歩行者、自転車、自動車の分離を図るということだと、最近パーソナルモビリティということで、キックボードだとかいろいろなのがあるので、どこかに「等」か何かを入れていただくとよろしいかと思えますね。3つだけということじゃないかもしれないので、御検討ください。これはお願いでございます。

【青柳次長】 承知しました。

【苦瀬会長】 ほかにいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

【安田委員】 私も分離、分離とおっしゃいますけれども、自動車と自転車というのは分離できるんですか。歩行者と自転車の分離はできるんですかという質問をさせていただきたいんです。具体的に分離って、どういうふうにするつもりなのか。今ですね、私、車を運転して一番危ないのは自転車の暴走、違法な運転、これが今、日本全国ですね、問題になっていますね。東京都は、とうとう切符を切るというか、呼び出しをかけることになりましたけども。オーケーの前あたりを車で行きますと、もう自転車がですね、赤信号でも入ってきたりとかしますし、逗子市の繁華街、まちのところも自転車が非常に乱暴な運転しています。そういうことは、今日、警察署長いらっしゃってないんですけども、どういうふうにするのか。それから分離、分離と言いますが、じゃあ自転車もですね、歩道を通れるわけですね、降りたら。そのところの分離と実際どういうふうにするのか。言葉は分かりますよ。分離、分離って。でも、物理的に分離できるんですかということです。言葉だけがああして、実際にどうするかというお話がないような気がします。分離って、どう考えてらっしゃるんですか。

【青柳次長】 今、御指摘頂いたようにですね、逗子市内の幹線道路だったとしても、なかなか道路幅員が十分なところがないという実情がございます。大きな都市であつたりとか、本当にもっと広い道路であると、自転車を完全に分離してですね、自転車専用の通行帯があるようなところがございますが、逗子市内では現実的にはそこは無理だと思っています。なので、現状ですと、例えば池田通りと、あと一部、池田通りは県道なんですけど、それから市道ですね、一部のところで、自転車ですね、通行帯ではないんですけど、矢羽根というここを通って下さいというような矢印みたいなものがあるんですけど、それを道路の端のほうですね、歩道の近くというか、歩道部分の近くに、そこを設置するという方向で今、進めるようなことをやっています。確かに完全な分離というところと言うと、正直厳しいので、そのような形で、その場

その場での、その合わせた対応をしていくというところでは考えてございます。なので、回答としては、完全な分離ということは難しいですが、市内の道路の形状に合わせた形での対応をとっていききたいというふうには考えてございます。

【安田委員】 今御回答頂きました矢羽根ですね、東京なんかではテレビで見ます。逗子市でやっていますか、矢羽根。

【青柳次長】 今ですね、県土木さんと調整をしながら、県道とそれから一部市道の部分を併せて、全域でできるわけではないんですけども、徐々にやっていこうということでお話はさせていただいております。

【安田委員】 まだ未設置ですね。

【青柳次長】 一部あります。例えば文化プラザホールの前道路は、ちょっとあります。あそこ市道なんですけれども、そこは一部あります。それ以外にもまた増やしていこうということで、今考えております。

【安田委員】 よろしいでしょうか。私はびっくりするのはですね、私が左側通行していると、対面からですね、自転車 comes ですね。要するに自転車も左側を通らなければいけないのに、対面で来ますから、できるだけ早く矢羽根ですか、こっちで進むんだよというのをやっていたかかないと、非常に自転車の暴走としては、反対から来るといふのと、信号無視が多いと思いますので、ぜひともそちらのほう、署長いらっしゃってないですけども、進めていただきたいと思います。

【青柳次長】 今御指摘の点はですね、実は多分どこの自治体も、それからどこの警察もですね、苦勞されているところだと思うんですが、なかなかマナーの浸透というかですね、ほとんどの方は分かっていると思うんですが、かなり無謀な運転をされる自転車の運転者の方がいらっしゃるということは事実だと思います。啓発に関しましては、私どもで言うと市の広報を通じて、特集ページを組んでですね、啓発をやったりとかしてはいるんですけども、なかなかその部分はなくなるというところがございまして、警察のほうとですね、連携をしながら、そこはさらにですね、周知を進めていければというふうには思っています。

併せて、先ほど会長がおっしゃったパーソナルモビリティがまた全国的に問題になってきていることがございまして、自転車よりさらに難しいというような感じはいたしますけれども、そこも併せてですね、広報・周知をしていければと思っております。以上です。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございますか。

【板倉委員】 質問なんですけれども、初めて参加させていただくので、この逗子市総合計画の読み方で分からなかったところが2点ほどありまして、教えていただければと思うんですが。まず、この取り組みにドットで記載されている箇所と、星のマークがついている箇所があって、その違いがよく分からなかったので教えていただきたいのが1つと、もう一つ、リーディング事業という言葉がよく出てくるんですけれども、それが何なのかの説明というのは、どこで見ればいいのか、見つけられなくて、その2点を教えていただければと思って、お願いします。

【仁科経営企画部次長】 企画課長です。総合計画59ページ開いていただけますでしょうか。分かりにくくて申し訳ございません。今の御質問、両方ともリーディング事業に関する御質問でございます。まずリーディング事業については、60ページのほうから御覧いただけたらと思います。この実施計画の見方の中にですね、星印がありまして、説明の上から2つ目に、取り組みのうち、リーディング事業に係るものについては「★」と。

【板倉委員】 何ページですか。

【仁科経営企画部次長】 59、60で、リーディング事業、星印の説明というか、実施計画の見方の説明が書いてありまして、この星印の部分というのはリーディング事業に係るものをまずつけているということで、よろしいですか。

リーディング事業なんですけど、43ページの実施計画の説明の中で、第2節の3番目に記載されている、第3章の中で、「特に戦略的・重点的に取り組むものとしてリーディング事業を設定します」という形になっていまして、この実施計画を通じまして各小柱、取り組みの方向ごとにリーディング事業というものを設定しています。

【板倉委員】 小柱というのは。

【仁科経営企画部次長】 先ほどの説明でいきますと、60ページの下欄に、リーディング事業というのはこういうものですよというふうな御説明をさせていただいているんですけれども、ということです。

【苦瀬会長】 今、御質問がありましたけれども、小柱というのは何を指していますかとの質問です。

【仁科経営企画部次長】 小柱というのは、取り組みの方向のことですね、19ページを見ていただければよろしいでしょうか。総合計画のつくりの御説明になってしまうんですが、19ページ

が総合計画の全体像になっております。5本の柱というのが、大きく1節、2節、3節、4節、5節に分かれているもの。これの一つ一つに取り組みの方向、これが5本ほどあると思うんですが、略称で「小柱」と。大柱、5本の柱に対して小柱というふうに普段言っています。

【苦瀬会長】 その小柱というのは、総合計画の中には言葉として使われているのですか。

【仁科経営企画部次長】 ないです。

【苦瀬会長】 だとしたら、使わない方が誤解を招かないと思います。

【仁科経営企画部次長】 申し訳ありません。

【苦瀬会長】 そういうふうにしていただければ、ありがたいと思います。

【仁科経営企画部次長】 取り組みの方向ごとにリーディング事業というものが設定されています。

【苦瀬会長】 今の説明でよろしゅうございますか。

【板倉委員】 はい、ありがとうございます。

【苦瀬会長】 よろしいですか。ほかに御質問、御意見ございますか。

【安田委員】 6ページの4-3、これは質問をするんですけども、公共交通機関の利用促進、シェアサイクル、カーシェアリングの検討など、自家用車に頼らずとも生活できる環境づくりに向けたと、効率的な自動車利用を推進する。私、質問としてはですね、今、カーシェアリングだとか、いろいろ喧伝されています。利用しておる方も周囲にいらっしゃいますけれども、実際に高齢化してきますとですね、買い物だとかいろんなこと、病院へ行くとか、車を持たないで生活ができないのが実態です。公共交通機関を利用しましょうと言うんですけども、私の団地にはもうバスは来てくれない。道路幅の関係で来れないとか、そういうことがありますね、ここで自動車、自家用車に頼らずというふうに書かれてもですね、実際に頼らないで生活できるのかなということです。言葉としては分かるんですが、実態面で、じゃあ効率的な自動車利用を推進すると市は言っているんですけども、公共交通機関が充実してくれないと、とても車をいってですね、バスに乗るとか、あるいはタクシーを呼ぶとか、そういうことがですね、一番しにくいので、ここら辺はもうちょっと実態に合った変更をしていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。効率的な自動車利用って、じゃあ何を、効率って何なのと、こういうことですね。

【苦瀬会長】 いかがでしょうか。

【青柳次長】 御指摘の点ですけれども、正直なところ、私たちもいろんな方向で逗子市に合った公共交通の拡充であるとか、それに代わるものについては検討をしております。公共交通機関というところと言うと、逗子の場合ですと路線バス網がある程度市内に張りめぐらされていて、もちろん高所の住宅団地等についてはなかなか行っていないところもあるんですが、基本的にそこから降りたところまでは路線バスが行っているという実態がございます。そうしますと、そこまでをつなげばいいのか、そうではなくて、市全体のですね、交通の考え方というのを全て考え直すという形で、全体を考え直すのかというところも問題になってきまして、実際、公共交通でいう路線バスについても、今、バスの本数が徐々に減っています。実のところ、路線によってはバス会社のほうが厳しいというところで減らしているところもございますので、そうなることややはりそれ以外の方法での足の確保というところは必要だろうというふうには考えてございます。ただ、現状でこういう方向でというところが打ち出せなかったというのがございますので、このような表現で、この計画上はですね、置いておきたいというのが所管の考えでございます。

【苦瀬会長】 よろしゅうございますか。私、交通のことを勉強していますので、少し、一般論で話をさせていただきます。公共交通機関を充実させて、モビリティというか、動くこと、移動の確保をしましょうというのが交通計画の一つの重要な目標になるのだと思います。でも、もう一方で、実は移動しなくても生活するというのも増えていて、そういう議論も時々するわけですね。例えば、中山間地での移動販売だとか、それからネット通販による配送だとかというのもあるわけです。全てが全て移動しなければいけないという前提でいくと、人口が減って公共交通機関で全部カバーできるかという難しい話になるので、地域によってはサービスレベルを落とすことも検討すべきでしょう。例えば、今まで1時間に1本だったのが2時間に1本に延びちゃうかもしれないけれども、バスの運行は確保しますよとか。また、バスの便数は減るけれど、そのかわりに配送や配達のところ頑張ってくださいねという場合もあるでしょう。このように、いろんな取り組みがあるような気がします。ですから、その辺のことも少し考慮されるといいかなと、個人的に、委員の一人としては思います。以上です。

ほかにいかがでしょうか。

【近藤委員】 確認をさせてもらいたいんですけれども。近藤です。総合計画の134ページですね、134ページのナンバー1の取り組みの部分で、国道134号線の地下化について、実現の可

能性の検討、国や県に要請するとあって、この頂いた資料2の4ページの上から3番目を見ると、極めて実現不可能であるため削除したとあるんですが、確認したいのが、このことは三浦半島地域広域幹線道路の整備促進期成同盟会で毎年国や県に要望をし続けてきた経緯があるじゃないですか。そこら辺は整合がとれているという認識でよろしいのでしょうか。直近の会議、コロナでなかったのですが、僕も状況を定かに覚えてないんですけども、これまで10年以上要望してきたものなので。

【仁科経営企画部次長】 企画課です。例年御指摘のとおり、国・県に対して要望をし続けてきたところなんですが、中期実施計画の検討に当たりまして、本件について再検討いたしまして、令和5年度からの要望から外すような形としておりますので、整合性はとっております。

【近藤委員】 承知しました。これから要望していかないということでもありますので、これ、まちづくり基本計画でも目玉プランだったと承知しています。この場にいる人間は分かったと思いますけれども、何か違和感を感じる方も多いと思うんですね。ただの利便の話じゃなくて、防災の側面だったり、景観だったり、人の動きの動線だったり、あらゆる観点から要望したと思うので、市の方針としては承知しましたけれども、少し周知が必要かなと思って確認をさせていただきました。

【石井部長】 御指摘の点はですね、大変もっともなところでごさいます、まちづくり基本計画にですね、策定経過を含めてですね、非常に関わった人たちからすると、非常に重要なポイントであるということは確かでございますので、今回この方針をまとめるに当たりましては、市長も同席する中で、まちづくり基本計画見守り隊ですね、通称ほととぎす隊におられた方とは意見交換をした上で、まとめさせていただいたということはさせていただいております。

【近藤委員】 部長の説明で一定の理解はしました。策定するときに僕も関わって、さんざんいろんな議論があったのを思い出しましてですね、まさに言われたように審議委員とか策定に関わった人たちの理解を得て、得た上での削除ということであれば、一定の理解はいたします。ありがとうございます。

【苦瀬会長】 周辺の関係者の方とか、県とか、皆様方との協議の上で議論しているという理解でいいですね。要するに市だけが勝手に、ほかの関係者は頑張るぞと言っているのに、市だけやめたとされているとなってしまうと、ちょっと心配だなというのが委員の御心配だろうと思うのですけれども。

【石井部長】 このまちづくり基本計画にこれの項目を載せるに当たって、関わってきた市民の皆さんとはコミュニケーションをとった上で、このような形の方針とさせていただいたということでございます。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。ほかに。はい、どうぞ、お願いします。

【安田委員】 知識の関係なんですけれども、7ページに出ています4-3のところの都市計画道というのは、どういうものですか。都市計画道というのは、7ページの4-3のところに出てくるんですけれどもね。都市計画道の見直しなどとか、都市計画道というのは具体的にはどういうものですか。

【大竹主事】 都市計画道路の見直しです。

【安田委員】 いや、道路とは書いてない。都市計画道の、道の見直しと書いてあるんですよ。そういう道って、あるんですか。都市計画道という。

【大竹主事】 大変申し訳ありません。記載ミスでありまして、都市計画道路のことです。失礼いたしました。

【安田委員】 都市計画道路、はい。それで、続いて、先ほど自転車のことを申し上げたんですが、8ページですね、4-3の一番上ですが、自転車利用の啓発、歩行者と自転車を優先するまち推進事業と。これ、分かったようで私はあまり、どうなのかなというふうに思っているのはですね、確かに公害だとかガソリンを使わないでとか、そういう時代です。ですから、自転車だとか歩きましょうとか、そういうのは分かるんですけれども、反対の効果としてですね、先ほどから申し上げているように、自転車の無謀な運転、違法な運転、そういうもので事故を誘引しているというのがあると思います。ですから、そこら辺はですね、自転車を優先するということを言うのであれば、先ほどから申し上げているように、自転車のマナーとか、法律違反だということですね、警察とよく連携してですね、例えば東京ではもう警察官が交差点に立って取り締まりをやっているのをテレビで見ましたけれども、逗子市のほうでもですね、そういう行動をぜひ起こしていただきたいなというふうに思います。違法な、無謀な運転をすると警察に捕まるよと、そういう効果を発揮しないとですね、とんでもない自転車がありますので、よくお願いしたいと思います。

【苦瀬会長】 よろしいですか。

【青柳次長】 一応一言よろしいでしょうか。自転車の問題につきましては、以前からですね、

逗子警察署のほうとは意見交換というかですね、いろいろお話をさせていただいているんですけども、その中で自転車、無謀運転の自転車というものについては、かなり注意を払われているというところでは聞いております。一斉取り締まりとか、そのレベルまではさすがにまだやってないと思いますけれども、この会議の場ですね、そういう御意見があったということを改めて伝えたいと思います。

【苦瀬会長】 都市計画の対象かどうか、交通管理の問題ですから、この場で議論すべきかどうかという点はあるとは思いますが、そういう意見があったということは貴重なことでございますので、お伝えいただければというふうに思います。

【板倉委員】 自転車に関連して、一主婦からの意見として申し上げさせていただきたいんですけども。駅前で大体の方が日中何しに行くかという、銀行だったりとか買い物だったりとかに行くわけなんですけれども、民間の駐輪場しかないちょっとした買い物に行くたびに100円払うというのが、そんなに現実的な日常のお金の使い方ではないんですね。なので、違法駐輪とか取り締まるという、そちら側の話も分かるんです。歩行者が歩けなくなって困るというのも分かるんですけども、ちょっと何か短時間だったら止められるとかいう可能性も、ぜひ考えてほしいなというふうに思います。

【青柳次長】 ちょっと確認なんですけど、それは多分この会議の中の議論じゃないのかもしれませんが、それは各店の前に止められるようにするというところなのか、まとめた駐輪場が必要なのか。

【板倉委員】 それは別にどういう状態でもいいと思います。

【青柳次長】 止められれば良いということですね。

【板倉委員】 停めて、生活がしやすいように計画をしていただきたい。各お店に何かやってもらうのか、市がまとめていくつか止められるような土地を確保していただくのかまでは私にはちょっと分からないですけども、生活として止められないと、というのは、正直あるので、ぜひ検討してもらいたいなというところです。

【青柳次長】 ちょっとこの会議の議論であるかどうかをちょっと置いておきまして、御説明いたしますと、駐輪場につきましては、今までですね、9月の末までは有料の駐輪場というものをして設置をしております、一時利用もできるものを設置していたんですが、今そこを民間のほうに、実際には公益財団法人なんですけど、そちらに移管をして、今までと同じ料金で

停められるようにはしてございます。それとは別にですね、亀岡神社の横、裏というか、そこにですね、今、買い物客用の駐輪場というのを、そこだけ無料で設置をしております。なので、ちょっと、例えば池田通りでお買い物をしたいときに、そこに停めるかどうかという、また違うのかもしれませんが、銀座通りであれば、その奥のところに駐輪場があって、ほかのところは有料なんですけど、買い物客用ということで、なぜそこだけ無料で、そのまま市のほうの管理で今置いてありますので、ただ、日中だけですけれども、利用ができますので、そちらを御利用いただくというところで御案内をしております。

【板倉委員】そこは存じ上げた上で、もうちょっと必要なと。

【青柳次長】御意見として承りたいと思います。

【鈴木（伸）委員】すみません。資料の5ページ、4-1、それに関連する質問なんですが、例えば資料の4…すみません、ごめんなさい。その4-1、140ページ、望ましい土地利用を実現するため、必要に応じて都市計画制度の導入を検討という、こちらを削除するというところになっているんですが、ちょっと私の理解としては、総合計画というのはあらゆる観点から見て、総合的な観点から都市づくりの方向性を示すものであって、都市マスタープランというのはそれを実現するための計画だというふうに理解しているんですね。ですので、この例えば望ましい都市計画制度の導入を検討する、実際に立適を検討しましょうというのであれば、ここをわざわざ削除する必要はないんじゃないかと。つまり、大きな方向性を総合計画で示すのは当たり前のことであって、都市マスに関わることを削除するというのは、ちょっと整理の仕方としておかしいんじゃないかなと。

【板倉委員】ここに参考4の4ページの(2)の一番最後の段落なんですけれども、そこに明記されてあって、私も気になったんですけれども、総合計画から削除等の変更は行いませんということをごちらに明示しているのに、削除しますという項目がいくつかあったので、同じく気になりました。

【鈴木（伸）委員】これで言うと、例えば、私は景観の仕事もさせていただいているので、例えば4ページの一番上の3-4、134ページの取り組みのところ、これは大きな方針なので、総合計画でやっても何も問題なくて、それを実現するために景観計画で頑張りましょうという整理でいいような気がするんですね。ですので、ただ時流に合わせて変えるべきものと、何か、そのまま維持してもいいのではないかなというものがちょっと混在していて、ただ計画の重複

を避けるために景観計画とか都市マスに係る記述をどうもちょっと切っているようにも見えてしまうので、そこら辺の判断の基準、プライエリアといいますか、そういうところを明確にさせていただけると、後々の議論がスムーズになるんじゃないかなと思うんですけども。

【鈴木（新）委員】 同感です。それに追加して。このね、4で今疑問を感じたのは、私だけじゃないなと思ったんですけども。要は最初にね、言葉は悪いんですけども、元気にうたい上げ過ぎたと。だけど、1年間たってみて実施できない。方向じゃないよと。だから、そこを少し変えたいという項目もある。ありましたね、さっきのところですね。それから、例えば方針変更だと、明らかに方針変更だというなら、方針変更というのも起こり得るだろうと思いますね。

それからもう一つは、マスタープランに向こうでも必要だから、そちらのほうから外すよという話も分かるような気がしますね。たけど、先ほど鈴木（伸）委員が言ったように、総合計画に残していいものって、あるじゃないですかと。私はそう思うんですけども、その辺のね、ですからこの中に重なるけれども、例えば総合計画に残すよと、考え方として残すよというようなものもあって、もう一つここに判断基準みたいなものが入っているとね、より分かりやすかったと私は思います。

【苦瀬会長】 いくつか御意見出ましたけれども、いかがでしょうか、事務局。

【青柳次長】 今の御質問、全部にお答えできるとはちょっと思えないんですが、基本的なところで言うと、今まで含まれていた都市マスタープランを総合計画からあえて、あえて抜き出します。今でもあるわけですね。あるんですけども、あえて抜き出して、別立てにしますよというところもあるので、文言の整理については、精神的な部分についてはそこの中に入っていますので、文言の整理としてなるべくそちらのほうでつくれるものについては、そのまま入れてそちらのほうでやってですね、総合計画の中には、そこはある程度シンプルにしたいなという思いで、実際には所管で全て判断をした上で、企画課でまとめています。実際判断基準というのは所管のこれまでの取り組みと、それから新しい計画にのったときの表記が合うのかどうかという判断をそれぞれしているところがございますので、ちょっと一概には言えないですが、少なくとも都市マスのほうである程度細かいところまでうたえるというところについては、削除なり表現について簡略化するなりというところで判断をしたというところがございます。

だから、ほかのところについても削除となっているものについては、完全に意味合いとして、先ほど国道134号線の地下化のような形で、現実的に無理なところがございますので、それは落とすというところとは違って、表現としてそこに残す必要がないという判断をしたというところで考えてございます。ちょっと私の私見も入っていますが、基本的にはそういうところで判断しているということです。

【鈴木（伸）委員】 多分そこら辺の判断基準が、各課で統一されてない可能性があるかなど。例えば都市計画制度の導入を検討しますというので言えば、立地適正化計画を作るわけですよ。それは都市マスのほうに含めるといふふうにしてしまうと、ちょっとややこしい話で、都市マスと立地適正化計画は別なんですよね。立地適正化計画は税制上の優遇措置とか財政的な措置とか、そういうことも含まれるので、都市計画マスタープランとは別ものという位置づけに基本的にはなるので、都市計画マスタープランの下にぶら下がるものでもないわけですから、むしろここに都市計画制度の導入を検討すると書いてあるからこそ、立適を検討しますというふうに言えるんじゃないかなという気はする。ちょっとすごいテクニカルな話で申し訳ないんですけども。ですので、少しそういった観点から、本当に記述を削除しなければいけないのか、まちづくり基本計画、やっぱりかなり住民参加を得て、思いを持ったものでもありますから、そういう点で必要のないものまで削除する必要はなくて、むしろ方針とか精神みたいなものは引き継いで、細かいところは都市マスに任せますというような整理の仕方をもう一度確認していただければというふうに思います。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。私も個人的にはちょっとその辺が、解りにくいと思います。全体の計画の体系はこういうふうにあって、その中でこういうふうに変えていこうという議論があるといいのですが、所管課にお任せしてますよというふうな言い方されちゃうと、全体の計画はどこ行ったんだろうというふうに思ってしまう。その意味で、そういう誤解を生まないように、うまく調整して表現していただくとありがたいなと思います。これはお願いでございます。

ほかにかがででしょうか。

【田幡委員】 私のほうからは、資料2の一番最後の8ページの一番下の5-1で、本編169ページの4のところの取り組みについてお尋ねします。文言の整理をしたということで、そこに書かれているんですけども、特にこの4番のところの現況・課題としては、地域の人たち

が助け合って知恵を出し合えるように集える場を整備という部分なんですね。ここに文言の整理というところで、住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供その他というふうになっていますけれども、特に地域の人たちという部分では、住民自治協議会本体だけではなく、各自治会・町内会の方々がそれをつくっているという現状がありますので、ここの文言の整理の中で、住民自治協議会のみを指しているというのは、またちょっと違うのかなと思うんですが、その辺いかがでしょう。市にとっても

【大竹主事】 所管課に確認した上で、次回の審議会で回答させていただきたいと思います。

【安田委員】 すみません。今日お話しするのは、環境都市課のテーマですよ。ほかでもいいんですか。ここに関係あるものだったら何でもいいんですか。

【青柳次長】 はい、資料2全部です。

【安田委員】 あ、そうですか、分かりました。

【苦瀬会長】 ほかに。

大体意見は出尽くしましたですか。よろしいですか。はい、どうぞ。

【板倉委員】 質問ばかりあって申し訳ありません。資料2の2ページの上の段の3-1、117ページ、2というところで、市民団体の活動の支援をするということになっているみたいなんですけれども、市民団体が活動をやめたら、逗子市の自然は整備されなくなるのかなというのが気になったのが1つと、もう一つ、同じところの中で各ゾーンの自然を生かした工夫に取り組むと書いてあるんですけど、各ゾーンが何を指すのかの定義が117ページ、見つけられなかったので、分かりにくいなと思いました。

【苦瀬会長】 いかがでしょうか。

【大竹主事】 すみません、そちらについても所管に確認した上で、情報共有させていただきます。

【青柳次長】 すみません、今申し上げたとおりなんですけど、ちょっとこちらで今、見ても分かりにくい表現ですので、こちら確認させていただいて、次回までには必ずお示ししたいと思います。

【苦瀬会長】 ほかにいかがでございますか。

よろしいですか。そうしましたら、今までいろいろな御意見が出てきましたけれども、今後の予定としては、今日だけではなくて、これから意見を出していただくということでござい

すので、ぜひ皆様方、資料2をベースに、これが基本だろうと思しますので、これをベースに考えていただければありがたいと思います。

私の感想というか、私が感想を言っているのかどうかよく分からないですけれども、私の感じではですね、今の皆様方の御意見を拝聴して思ったのは、全体としてどうやっていくのかという議論がちょっと薄くて、個々の所管課の方たちはこう言ってるからこうだよ、みたいな話になりそうでちょっと心配をしております。全体の方向というか、位置づけを考えるとということをもう一回考えたらいいかなと思いました。

そのためには、途中でもお話ありましたけれども、これ、できないからやめようとか、所管が違うからこっちへ行こうとか、ここは大きなくくりで書いておくけれども、細かい話はこっち側に任せようとか、いろいろな考え方があるのだろうと思うのです。そういうことも含めてちょっと整理していただくと、分かりやすくなるのかなというのが2つ目です。

あと3つ目が、やっぱり何というのですかね、行政の中で使う言葉というのは、時々難しい言葉が出てきたりして、その辺うまく市民とか、多くの皆様方に分かりやすい言葉で説明していただくとうれしいなというのが3つ目のお願いでございます。

以上、そんなことを感じました。あとは12月の審議会で意見取りまとめる方向でいきたいということで、11月の10日ぐらいまでに皆様方に御意見を頂きたいということでございます。そういうことで、ぜひいろいろなところでお願ひなり疑問なりをぶつけていただければありがたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

【鈴木（新）委員】 ちょっと一言だけ。最後のお願いなんですけどね。先ほど青柳さんの説明の中にもあったんですけども、今、会長も多少触れていましたけれどもね、所管という言葉が出てきたのでね、余計気になっちゃったんですけども。要するに縦割りになっちゃってると。横の連携がなくなっちゃうようなね、整理の仕方はまずいなというふうに私は思いますね。まさに逗子市というのはいろんな意味で縦割りが強いなと私は感じているものですから、余計そう思いますね。行政の推進の面でもってね、連携をとりながらね、できるような方向の修正ならばいいと思いますね。

【苦瀬会長】 ということでございまして、それは参考をお願いいたします。ほかにお話はございますか。

それでは、議事の3番目の逗子市総合計画中期実施計画の策定について（諮問）に関連して

の議論を終わりにしたいと思います。

では、4番目のその他に入りたいと思います。その他何かございますが、事務局。

【大竹主事】 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に向けた事務を進めておりますので、その進捗状況について御報告させていただきます。

都市計画マスタープランとコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを実現するための立地適正化計画の両計画を策定するために、日本工営都市空間株式会社と6月に契約いたしました。また、両計画の策定に当たりまして、9月下旬から無作為方式により2,000人を抽出し市民意向調査を実施しております。結果についてはまだとりまとまっておりませんが、結果を参考にしながら素案を作成していきます。計画の策定に当たっては、都市計画審議会の委員の皆様へ審議していただく場面があります。現時点では今年度の末頃を予定しておりますが、詳細な日程については業務が進み次第、追って御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【苦瀬会長】 ありがとうございます。今のことに対して何か御質問ございますか。よろしいですか。

【鈴木（伸）委員】 立地適正化計画については、この都市計画審議会で議論するのか、別途そういう検討会議みたいなものをつくるんですか。

【大竹主事】 都市計画審議会で審議していただく予定です。

【苦瀬会長】 それでは、いずれ議題として出てくるのですね。分かりました。ほかにもございますか。よろしいですか。

それでは、本日予定された内容は全て終わりました。よって、ここで本日の審議会を終了したいと思います。皆様、長時間どうもありがとうございました。